知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市規則第３４号

知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市老人福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和５８年知多市規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中

「

知多市老人福祉センター

知多市八幡福祉会館　　を削る。

知多市東部福祉会館

知多市岡田福祉会館

」

第２号様式及び第３号様式を次のように改める。

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

知多市老人福祉施設利用許可申請書

知多市長　　様

申請者　住　　所

団 体 名

氏　　名

電話番号

下記のとおり老人福祉施設の利用許可を申請します。

記

利　用　日　時	年　　月　　日 午前／午後　　時から 午前／午後　　時まで
利 用 施 設 名	
利　用　区　分	
利　用　目　的	
利　用　人　数	人
利 用 責 任 者	氏名　　電話番号
備考	

第３号様式（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

知多市老人福祉施設利用許可書

申請者　住　　所

団 体 名

氏　　名

電話番号

知多市長　　印

下記のとおり老人福祉施設の利用を許可します。

記

利　用　日　時	年　　月　　日　午前／午後　　時から　午前／午後　　時まで
利 用 施 設 名	
利　用　区　分	
利　用　目　的	
利　用　人　数	人
利 用 責 任 者	氏名　　電話番号
利　用　条　件	
備考	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則の改正前の規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、なお使用することができる。